

中山間地域で山菜やそば等へ 転換するための経費を支援します

—中山間地域振興作物生産拡大事業—

中山間地域の農地保全と農業生産の推進を図るため、維持管理農用地や休耕する農地で、新たに山菜やそばなどの振興作物の栽培を始める農業者の団体等へ必要な経費を支援します

■ 対象者

下記のいずれかに該当する農業者または団体など

- ・ 中山間地域等直接支払制度の集落協定、個別協定
- ・ 農業者3戸以上で構成する団体
- ・ 農業者3戸以上が構成員となっている法人
- ・ 認定農業者

※市税を完納している必要があります。

■ 対象農地

市内の中山間地域において、下記のいずれかに該当する農地

- ・ 作物を栽培していない農地
- ・ 水稲の作付が困難な農地

※中山間地域等直接支払制度の協定農用地または作付けにより協定農用地となる農地が望ましいです。

※過去に市から同様の事業で補助を受けた農地は対象外です。

■ 対象作物

水稲を除く販売を目的に栽培する作物

※ほ場の条件等に応じた作物を事前に市と協議し、選定していただきます。

※収穫した作物は出荷する必要があります。

■ 補助内容

- ・ **農地の再生作業・営農定着作業に要する経費の実費相当額**

例：ほ場の明渠掘りのためのバックホウ借上料、除草剤や肥料の購入費、人件費（草刈作業、施肥作業、苗の定植作業、播種作業）など

- ・ **種苗の購入に要する経費の実費相当額**
- ・ **補助上限額**（10アールあたり）

農地の再生作業・営農定着作業に要する経費	75千円
苗の購入に要する経費	100千円
種の購入に要する経費	8千円

■ 添付資料

- ・ **主な添付資料は、以下のとおりです。申請・報告時に写真の提出が必要です。**

交付申請書	ほ場の位置・面積が分かる書類、ほ場の現況写真、構成員名簿
実績報告書	請求書又は領収書の写し、作業日報、作業中・完了後の写真、出荷伝票

【 注意事項 】

- ・ 必要に応じて鳥獣被害対策を実施してください。
- ・ 予算の範囲内で、随時申請を受け付けます。
- ・ 必ず事業開始前に申請してください。
- ・ 申請書は市ホームページに掲載するほか下記問合せ先で配布します。

【問合せ・申請書提出先】

上越市農村振興課中山間地域農業対策室 TEL 025-526-5111（内線1798） / FAX 025-526-6114

浦川原区・柿崎区・板倉区総合事務所 産業グループ

上記以外の各区総合事務所 総務・地域振興グループ